

2025年度「京都新聞福祉活動支援」募集要項

公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

京都、滋賀の地域福祉向上のために活動するボランティアグループや福祉施設、団体（子育て・子ども・高齢者・障害のある人のための活動など）が事業や活動を強化し、成果を上げられるように、「運営」と「設備」の2部門を設けて助成します。地域福祉の担い手である福祉団体やボランティアグループの「草の根」ともいえる活動の再活性化や新規活動などにも積極的に助成します。**今年度は高齢者のためにと多額のご寄付があり、高齢者の支援団体や当事者団体に対し特別枠の助成を設けます。**応募は各部門、特別枠も含め1団体1部門に限ります。

【対象】 京都府、滋賀県内に所在、または同地域を主な活動の場とし、年間を通じて組織的、計画的、継続的に活動、または活動計画のあるボランティアグループや福祉施設、団体。※営利法人は対象外（株式会社等）。

【助成額】 「運営」「設備」両部門とも 1件30万円を上限とします。

【特別枠の対象と助成額】

高齢者の支援団体や当事者団体の「運営」や「設備」に対し特別枠を設け、100万円を3団体に助成します。

運営部門 助成対象期間 2026年4月1日～2027年3月31日

【条件等】 一年以上の活動実績があり、計画が推奨できること。地域福祉の貢献が高いこと。多岐にわたる活動計画を立てて助成金が活用できること。

❖申請書とあわせて下記の①②③の資料を必ず添付

- ① 2024年度の「収支決算書」と「貸借対照表」の2表（貸借対照表がない団体は決算書のみ提出）
- ② 2025年度の「収支予算書」
- ③ 団体の概要や規約、活動内容のわかる資料（パンフレットや活動写真）

（2024年度に同助成を受け、活動途中の団体は、中間報告を提出してください：書式は問いません）

※助成しない項目は単一の催し、単発事業／受託事業、活動に直接関係のない費目（旅行、懇親会、会食費、記念誌制作等）、経常的に発生する運営費（家賃・水光熱費等）／人件費など

設備部門 助成決定後、速やかに購入・活用し成果を報告

【条件等】 緊急を要する設備の整備・修繕や、助成により利用者の利便性が高まり、また団体の活動成果が大きく期待できること。 ※自己資金の設定が必要条件で、捻出できる最大の金額を記入し、申請物品が複数の場合は、あらかじめ優先順位を設定してください。

❖申請書とあわせて下記の①②③④の資料を必ず添付

- ① 2024年度の「収支決算書」と「貸借対照表」の2表（貸借対照表がない団体は決算書のみ提出）
- ② 2025年度の「収支予算書」
- ③ 団体の概要や規約、活動内容がわかる書類（パンフレットや活動写真）
- ④ 税込み価格の見積書、カタログ、現状の写真

（※修繕の場合は、団体が所有する建物、設備に限る）

（2枚目につづく）

【申請方法】

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、各部門の必要書類を添えて郵送で提出してください。

※提出された書類は返却しません。申請書に記載の個人情報、法令と当事業団「個人情報管理規程」にもとづき管理します。

【締め切り】 2025年12月24日（水）17時必着

【贈 呈】 2026年3月下旬に贈呈します。団体の活動を紹介する会報や印刷物などに、「京都新聞福祉活動支援助成」と明記してください。

【計画変更の届け出および返還】

申請内容に変更があった場合は実施前に当事業団に届け出てください。

助成金贈呈後に、達成不可能となった場合や申請時の目的と異なって使用されたことが判明した場合は、助成金の返金を求めます。

【報告書について】

助成を受けた団体は、所定の用紙で報告書を必ず提出してください。

贈呈団体名は、京都新聞紙面や当事業団のホームページなどで掲載しお知らせします。また、贈呈先の方の了承を得て、助成金を活用された取り組み写真を当事業団の広報物で掲載することがありますのでご協力をお願いします。

【郵送先・問い合わせ】

〒604-0857 京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 260 京都新聞トラストビル 4 階

公益財団法人京都新聞社会福祉事業団「福祉活動支援」係

TEL 075（241）6186 ・ FAX 075（222）2515

午前9時30分～午後5時30分（土日休み）



QRコードから
HPをご覧ください

◆申請用紙は、京都新聞社会福祉事業団のホームページ
<https://fukushi.kyoto-np.co.jp/>からプリントアウトできます。